

## ガイドラインに係る論点整理（案）へのコメント及び追加提言

2014年5月9日

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

### ガイドラインに係る論点整理（案）へのコメント

1. 項番3で「事例 DMIC」とあるが「事例 3DMIC」と修正頂きたい。
2. 項番4について、現行ガイドラインの小項目で「規定なし」と分類されているが、現行ガイドラインの基本的考え方（3）において、「本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する」との規定がある。
3. 項番15で「JBICによる人権状況の把握」となっているが、「JBIC/NEXIによる人権状況の把握」に訂正させて頂きたい。
4. 項番15は「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」ではなく、現行ガイドライン上は、第1部の「3. 環境社会配慮にかかる基本的考え方」に該当する項目である。気候変動については項番19～20にまとめて置かれているが、人権については項番13、15に分かれて分類されている。人権についても、後半でまとめて議論したほうが良いのではないかと。

### ガイドライン改訂に関する追加提言

5. JBIC/NEXIによる環境関連文書の公開（項番5）について、「環境関連文書が借入人/実施者のウェブサイトで公開されている場合は、そのURLにリンクを張ることによる公開を可とする。」という提案を追加して頂きたい。現行ガイドラインではJBIC/NEXIのウェブサイト上で公開することが原則となっているが、ファイル容量が大きいことを理由にウェブサイト上で公開されない事象が多数生じている。借入人/実施者のウェブサイトで公開されており、そこにリンクが張られていれば、情報公開要件は満たされるものと考えられる。
6. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（生態系及び生物相）の中に、「自然生息域または森林の著しい転換または著しい劣化が生じる恐れのある地域の一次産品を調達する場合は、第三者による認証を取得しなければならない。」という提案を追加して頂きたい。IFCパフォーマンススタンダードの2013年改訂で、同様の要件が追加されている（PS6パラグラフ30参照）。なお、現行ガイドラインは、森林認証に限定していること、推奨規定であることから、IFCパフォーマンススタンダードと比較して不十分である。